

韓国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H5N6亜型）の発生について

平成29年12月21日、韓国全羅北道井邑（チョンウプ）市の肉用アヒル農場で、今季4件目の高病原性鳥インフルエンザ（H5N6亜型）の発生がありました。また、野鳥の糞便からは、これまで同ウイルスが6件検出されています。

さらに、12月26日には全羅南道霊岩（ヨンアム）郡の種アヒル農場、12月27日には高興（コフン）郡の肉用アヒル農場で、H5亜型の鳥インフルエンザウイルスが検出され、流行の拡大が懸念されます。

一方、日本国内では、11月以降、死亡野鳥からH5N6亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス7例（すべて鳥根県）が検出されており、引き続き厳重な警戒が必要です。

家きん飼養者の皆様には、今後も渡り鳥の飛来が続くため、また、年末年始に当たり、農場での消毒、野生動物侵入防止対策等、飼養衛生管理基準の再確認と再徹底をお願いします。

韓国における高病原性鳥インフルエンザの状況（2017年11月以降）



- ・ 防鳥ネットの破れや鶏舎の破損等は直ぐに補修し、野鳥等の野生動物の侵入防止対策を徹底してください。
- ・ 飼養衛生管理区域及び鶏舎出入口での消毒を徹底してください。

☆飼養する家きんに異常が認められた場合は、直ぐに、かかりつけの獣医師又は家畜保健衛生所へ連絡してください。

県北家畜保健衛生所 那須塩原市緑2-12-14

TEL: 0287-36-0314 FAX: 0287-37-4825 (夜間・休日) 携帯: 090-7205-1826